

各位

2024年11月
横浜信用金庫

「2027年4月1日以降を期日とする手形・小切手の代金取立」の受付停止及び 代金取立規定改定について

2021年6月に閣議決定された政府の「成長戦略実行計画」において、「2026年度末までの約束手形の利用廃止、小切手の全面的な電子化」が盛り込まれました。これを受け、全国銀行協会は「2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにすること」を目標とする自主計画を策定しています。こうした背景を踏まえ、手形・小切手の全面的な電子化に向けた取り組みの一環として、2025年1月6日（月）より「2027年4月1日以降を期日とする手形・小切手の代金取立の受付を停止」します。これにあわせて、代金取立規定を改定します。

日頃よりご利用いただいておりますお客さまには大変ご迷惑をおかけいたしますが、今後もより一層サービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 2027年4月以降を支払期日とする手形等の代金取立の受付を停止します。

2025年1月6日（月）より2027年4月以降を期日とする手形等（2027年4月以降を振出日とする先日付小切手も含まれます）について、期日管理が必要な代金取立の受付を停止します。

- （1）該当する手形等をお持ちのお客さまは2024年12月30日（月）までにお取引店にお持ちください。
- （2）2025年1月以降に2027年4月以降を期日とする手形等をお受取りの際は、支払呈示期間中^{注1}にお取引店にお持ちください。

注¹：支払呈示期間

支払呈示期間は、手形法上「支払期日およびこれに次ぐ2取引日以内」の3日間となりますので、支払期日の「前営業日、支払期日、翌営業日」のあいだにお取引店にお持ち込みください。

例：手形期日が2027年4月9日（金）の場合

4/8(木)	4/9(金)	4/10(土)	4/11(日)	4/12(月)	4/13(火)
前営業日	支払期日	休業日		翌営業日	2営業日
窓口受付 ○	○			○	×

- （3）2027年4月以降を期日とする割引手形については、約束手形を取り巻く環境が不確定であり、判明次第追ってご案内します。

(4) 代金取立規定を改定します。

代金取立規定 <抜粋>

2. 対象となる手形・小切手

対象となる手形・小切手は、支払期日が2027年3月31日までの約束手形・為替手形および振出日が2027年3月31日までの先日付小切手とします。(支払期日が2027年4月以降の約束手形・為替手形と振出日が2027年4月以降の先日付小切手は代金取立受付の対象外となります。(追加)

2. 背景

2021年6月に政府にて閣議決定された「成長戦略実行計画」において「5年後の約束手形の利用の廃止に向けた取組推進」、「小切手の全面的な電子化を図る」方針が示されています。手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた社会的要請を踏まえ、お取扱いを終了させていただきます。

一般社団法人全国銀行協会（手形・小切手機能の「全面的な電子化」に関する検討会）

<https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/council/tegata-denshi/>

ご不明な点がございましたら、お取引店へお問い合わせください。下記によくある質問を掲載しましたのでご参照ください。

【代金取立に関するよくある質問】

1. 2027年3月31日期日の手形等は代金取立を依頼できますか。

2027年3月31日期日までの手形等は代金取立としてお預かり致しますので、お取引店にお持ちください。

2. 2025年1月以降に2027年5月期日の約束手形を受け取ります。どうすれば、現金化できますか。

約束手形期日の呈示期間内に窓口にお持ちください。ご入金できます。手形期日までお客さまで管理・保管してください。

3. 約束手形の支払期日を経過してしまいました。入金することはできますか。

支払呈示期間を経過した手形は入金することができません。振出人等のお取引先に相談してください。

以上

このまちの未来をともにつくる



横浜信用金庫